

平成 28 年 7 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 信託協会

「実務対応報告公開草案第 47 号『リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）』等」に関する意見

平成 28 年 6 月 2 日付で意見募集のあった「実務対応報告公開草案第 47 号『リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）』等」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「実務対応報告公開草案第 47 号『リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）』等」に関する意見

<質問 1 >

リスク分担型企業年金の会計上の退職給付制度の分類、分類の再判定及び会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

<<意見>>

特になし。

<質問 2 >

退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当するという提案に同意しますか（退職給付制度の終了として、移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上するため、当該特別掛金相当額の総額が移行前の退職給付に係る負債を上回る場合は、移行時に当該超過分に係る損失が生じることとなります。）。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

<<意見>>

- ・第 24 項(1)において、リスク対応掛金相当額の総額を未払金等として計上しない理由として「リスク対応掛金相当額は、将来発生し得るリスクに備えて設定されるものであり性格が異なる。」と述べられているが、規約に定められた一定の負債性が認められる掛金という点では特別掛金と類似しており、リスク対応掛金相当額の総額のみ未払金等として計上しない理由としては不十分であると考えます。
- ・同様に、第 24 項(3)において、リスク対応掛金相当額の総額を未払金等として計上しない理由として「基金の解散又は規約の終了時には、リスク対応掛金相当額の未拠出分の拠出は要求されない。」と述べられているが、この点は特別掛金も同様であり、リスク対応掛金相当額の総額のみ未払金等として計上しない理由としては不十分であると考えます。

以上から、特別掛金及びリスク対応掛金の会計処理方法を、その設定趣旨から一律に分類することが困難であると結論付ける可能性もあることを含めて、さらにご検討いただくことが望ましいと考える。

<質問 3 >

退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

<<意見>>

特になし。

<質問4>

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

<<意見>>

項番1～6のとおり。

項番	内容
1	<p><実務上の取扱い(案)に関して> リスク分担型企业年金は、結論の背景第15項(5)にもあるとおり、新たな労使合意に基づく規約の改訂がない限りは財政再計算時においても規約に定められた掛金を見直さない制度であり、当初規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないと考えられる。 よって、第3項に記載されている「企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないもの」に該当しないのは例えばどのようなものか、結論の背景等において示されることが望ましいと考える。</p>
2	<p><実務上の取扱い(案)に関して> 第5項において、「制度の導入後、新たな労使合意に基づく規約の改定の都度、退職給付制度の分類の再判定を行う」旨が記載されているが、仮に規約の改定の結果、確定拠出年金制度に分類されないと判定された場合の会計処理が示されていない。 結論の背景第28項の内容と同様に今後の検討事項とされているのかもしれないが、当該会計処理の内容が制度導入の判断に大きな影響を及ぼす可能性もあるため、可能な限り速やかに示していただく必要があると考える。</p>
3	<p><実務上の取扱い(案)に関して> 第10項で、「移行時点で規約に定める掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する」とあるが、当該特別掛金の総額は[設例2]より移行時点で見込まれる割引前の単純な掛金の合算を未払金とし、移行後の特別掛金の拠出に応じて未払金を処理していくものと認識している。 一方で、弾力償却を採用している場合や人数・給与等が変動した場合、実際の特別掛金の拠出額と移行時点の見込額に乖離が生じることが想定されるが、この乖離が生じた際の会計処理も示されることが望ましいと考える。</p>
4	<p><実務上の取扱い(案)に関して> 結論の背景第17項において、施行規則第64条の規定に基づく掛金は退職給付制度の分類の検討において考慮されていないとある。当該掛金の拠出は確かに稀ではあるものの、実際に発生し得るものではあるため、確定拠出制度に分類されたリスク分担型企业年金に当該掛金が発生した場合の取扱いを明らかにしていただきたい。</p>

項番	内容
5	<p><その他> リスク分担型企業年金の確定拠出制度への分類の要件として、「企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていない」ことが第3項に記載されている。リスク分担型企業年金の給付が減額調整された場合については、掛金拠出の他に、他の退職給付制度からの給付の補填も考えられるが、給付による補填がないことが確定拠出制度への分類の要件となるかどうか、そのことが分かるように記載されてはどうか。</p> <p>仮に、給付による補填の有無が確定拠出制度への分類の要件とならない場合、給付の補填がある場合の当該給付に係る会計上の取扱いについて、結論の背景等において言及されるのが望ましいと考える。なお、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」第20項において特段の論点がないとされた点についても、併せて再検討が必要となる可能性があると思料する。</p>
6	<p><その他> 退職給付信託が設定されているリスク分担型企業年金ではない確定給付制度を、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合の取扱いは、確定拠出年金への移行と同じく、企業会計基準適用指針第25号第106項中「他方、～」の規定に従うと考えている。</p> <p>仮に確定拠出年金への移行とは取扱いが異なるのであれば、その内容を示していただきたい。</p>

以 上